

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	乳幼児等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四万十町は、乳幼児等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高知県四万十町長

公表日

令和5年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児等医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>四万十町福祉医療費助成に関する条例(平成18年3月20日条例第61号)に基づき、乳幼児等の保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的に乳幼児等に対する医療費の一部助成を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①受給資格の認定 ②助成の申請及び喪失の確認 ③助成金の支給及び返還</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	乳幼児等医療システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児等医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3111</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>町民課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3117</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I-5-①部署	町民環境課	町民課	事後	
平成29年6月15日	I-5-②所属長	町民環境課長 植村 有三	町民課長 細川 理香	事後	
平成29年6月15日	I-8 連絡先	健康福祉課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3117	町民課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3117	事後	
平成29年6月15日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年6月15日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
令和1年6月28日	(旧項目名) I-5-②所属長 (新項目名) I-5-②所属長の役職名	町民課長 細川 理香	町民課長	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式変更
令和1年6月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式の追加
令和3年8月11日	II-1 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和3年8月11日	事後	見直しによる修正
令和3年8月11日	II-2 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和3年8月11日	事後	見直しによる修正
令和3年8月11日	I-4-③ 法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	【情報提供】 ・四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	法改正に伴う項番変更
令和5年8月8日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年8月11日	令和5年8月8日	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年8月11日	令和5年8月8日	事後	見直しによる修正